

国家戦略特区ワーキンググループ ご説明資料

国土交通省自動車局
令和4年10月11日

大阪府、大阪市からのご提案について

ご提案の概要

工事関係者(作業員等)の輸送に使用するシャトルバスを、

- 作業員等のカバン・工具類の携行品
- 工事現場等で使用する図面・書類、サンプル、カタログ等

の運送に活用するため、貸切バス事業者に係る貨客混載の実施可能地域の拡大をご要望されたものと認識。

見解

想定している契約や運賃収受の形態を伺ったところ、作業員等のカバン・工具類の携行品や工事現場等で使用する図面・書類、サンプル、カタログ等の運送は、別途対価を收受せずに行われるものであり、**貨物自動車運送事業ではない**ことから、**貨物自動車運送事業の許可は不要**である。